七、株式会社東美および株式会社エスマートに対する件

昭和四十五年（排）第四十八号

排除命令

長崎県長崎市浜町一番二十二号
株式会社　東　美
右代表者　代表取締役　佐々木　房　男

長崎県長崎市浜町一番二十二号
株式会社　エスマート
右代表者　代表取締役　佐々木　房　男

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社東美および株式会社エスマートは、昭和四十五年七月十一日から同年八月十三日までを期間とし、「ホンダ一三〇〇クーペ七が当る中元大売出し」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならな

い。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　株式会社東美および株式会社エスマートは、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、景品類の価額の最高額が、㈠取引価額が五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額、㈡取引額が五万円以上十万円未満のときは、三万円、㈢取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるものを提供してはならない。

三　株式会社東美および株式会社エスマートは、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　株式会社東美および株式会社エスマートは、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社東美（以下「東美」という。）は、肩書地に本店を、福岡県福岡市内に一店舗を置き、また、株式会社エスマート（以下「エスマート」という。）は、肩書地に本店を、長崎県長崎市内に七店舗、福岡県大牟田市内に三店舗を置き、それぞれ、衣料品、家庭用品、日用雑貨品および食料品の小売業を営む事業者である。

東美およびエスマートは、共同して、「ホンダ一三〇〇クーペ七が当る中元大売出し」と称し、昭和四十五年七月二十一日から同年八月十三日までを期間とし、東美・エスマートチェーンの店舗数と東美本店に展示しているホンダ一三〇〇クーペ七の色との解答を求めるクイズを新聞、チラシに広告し、東美本店、エスマート本店およびエスマートの長崎市内の七店舗のうち長崎市万屋町所在の観光通り店を除く六店舗の店内に置いた応募用紙で、または官製ハガキで応募させ、正解者の中から抽せんにより、S東美賞とし

てホンダ一三〇〇クーペ七（五十四万八千円相当）一本、特賞としてナショナルパナカラーテレビ一九型TH―一二〇DU（十五万五千円相当）一本、一等賞としてエチケットブラシ（五百円相当）五十本、二等賞としてダンディハンガー（百五十円相当）二百本、三等賞としてナプキン（五十円相当）五百本を提供した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引価額は、森永キャラメル九円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額、百八十円である。よって、前記景品類中、S東美賞、特賞および一等賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、東美およびエスマートの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第二号に該当し、同告示第一項の規定に違反するものである。

なお、東美およびエスマートは、店内に置いた応募用紙による応募方法と官製ハガキによる応募方法とを併用しているが、このことは、前記告示備考第二項の規定により、本件に前記告示備考第一項第二号の規定を適用することを妨げるものではない。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十二月八日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　本橋徳男